大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
策定業務委託プロポーザル審査要領

（目的）

第1　この要領は、「大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定業務委託における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

（審査の方法）

第2　契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

（1）　審査委員

　審査委員は、「大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」の定めるところによる。

（2）　企画提案、事業実施能力等に関する審査

　ア　各項目における点数の合計点は 100 点とする。

　イ　審査項目及び配点は、別紙1「大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託審査表」のとおりとする。

（3）　プロポーザル審査の対象

　町が別に定める提案書等の関係書類及びプロポーザル提案者からの説明等（プレゼンテーション）とする。

（4）　審査の方法

　審査は、別に示す「大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託プロポーザル審査表」のとおり行う。個々の配点は、全ての審査事項において基準配点に以下の評価区分に応じた配点比率を乗じて算定する。配点は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

評定	評価区分	配点比率
A	優秀である	配点×1.0
B	満足である	配点×0.8
C	平均的である	配点×0.6
D	物足りない	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2

（5）　契約候補者の決定方法

　審査委員会の審査及び協議による合計点で順位を付す。

　各審査委員の採点の合計を各提案の点数とし、その合計点により、順位を付す。

　結果に基づき、予算の範囲内で契約候補者を1者選定する。

（6）　複数の同得点者が生じた場合

　複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

（7）　応募者が1者の場合又はない場合の取扱い

　提案者が1者の場合も審査を行う。

　提案者がない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

（その他）
第3　この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附則
　この要領は、令和8年 6 月 26 日から施行する。

大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託
プロポーザル審査表

項目		評定の視点	配点		
			配点	評定	点数
提案内容	構成	当町の地域特性を十分に理解、把握しているか。			
		「持続可能な開発目標（SDGs）等、国や県等の計画を踏まえた企画提案となっているか。			
		計画は、効率的かつ効果的に遂行できる提案とされているか。			
		本編及び概要版が分かりやすさ見やすさに配慮されたデザインの工夫がされているか。			
実施体制	実施体制	業務を確実に遂行できる体制が確保されているか。			
受注実績	受注実績	過去5年間（令和3年4月～令和8年3月）における同種業務受託実績数。 （評定A）5件以上 （評定B）4件 （評定C）3件 （評定D）2件 （評定E）1件			
プレゼンテーション評価	プレゼンテーション	プレゼンテーションの内容は分かりやすく、専門技術を十分に発揮され、説得力はあるか。 質問に対する応答は適切か。			
価格	見積書	提案された価格の経済性を下記計算式により算出し点数とする。 【　】×（提案者中最低見積価格／当該提案者見積価格）			
			合計		

評定	評価区分	配点比率
A	優秀である	配点×1.0
B	満足である	配点×0.8
C	平均的である	配点×0.6
D	物足りない	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2